

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 25 年 11 月 7 日

分任支出負担行為担当官

那覇空港事務所長 大坪 守

1. 業務概要

- (1) 業 務 名 那覇空港滑走路等定期点検測量業務
- (2) 業務場所 那覇空港（沖縄県那覇市）
- (3) 業務内容 本業務は、那覇空港の滑走路・誘導路及び着陸帯の縦横断測量を行い、縦横断勾配を確認するものである。

・計画準備	1 式
・打合せ協議	1 式
・現地踏査	1 式
・中心線測量	1 式
・縦断測量	1 式
・横断測量	1 式
・結果の整理	1 式
・成果品	1 式
- (4) 履行期間 契約締結の翌日から平成 26 年 3 月 24 日まで

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時までに大阪航空局の平成 25・26 年度一般（指名）競争参加資格者のうち「測量」で A 又は B 等級の認定を受けていること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

- (3) 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者(2.(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札までの期間に、航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年6月28日付空経第386号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 沖縄県内に本店、支店又は営業所があること。
- (7) 平成15年4月1日以降に完成・引き渡し完了した、下記の要件を満たす業務の実績を有する者であること。(再委託としての実績は除く。設計共同体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に限る。)
- なお、当該実績が国土交通省及び内閣府の発注した業務である場合は、業務成績評定の評定点が60点未満であるものを除く。
- ・ 供用中の空港等の制限区域内における定期点検測量、基準点測量又は空港基本施設の空港施設測量の何れかの業務
 - ※「空港等」とは、空港法(昭和31年法律第80号)に定める空港及び共用空港、並びに自衛隊の飛行場をいう。
 - ※「制限区域内」とは、国管理空港で空港管理規則第5条に定められている「滑走路その他の離着陸区域、誘導路、エプロン、管制塔、格納庫その他空港事務所長の承認を受けた者以外立ち入ってはならない区域」のことをいう。その他の空港等はこれに準じる区域をいう。
 - ※定期点検測量、空港施設測量とは、「空港土木設計・測量・地質土質調査・点検業務共通仕様書」で定めるものをいう。
 - ※基準点測量は、3級以上の水準測量を含むものとする。
- (8) 次に掲げる基準を満たす主任技術者を本業務に配置できること。
- なお、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、主任技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- 1) 測量法第49条の規定に従い登録された測量士の資格を有する者であること。
 - 2) 2.(7)に掲げる業務の経験を有する者であること。なお、照査技術者としての実績は認めない。
- (9) 大阪航空局及び那覇空港事務所が発注した「測量」の業務で、平成23

年4月1日以降に完了した業務実績がある場合においては、これらに係る業務成績評定の平均が65点以上であること。

- (10) 競争入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

3. 入札手続等

- (1) 担当部局

〒901-0143

那覇市安次嶺 531-3

国土交通省大阪航空局那覇空港事務所総務部会計課 門吉

電話番号 098-859-5106

- (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 平成25年11月7日から平成25年11月21日まで。(土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、09時00分から17時00分までの間。)

交付場所 1) 3.(1) 担当部局

交付方法 無償にて貸与する。ただし、関係書類の交付・返却に要する費用は実費負担とする。

- (3) 申請書、資料の提出期間、場所及び方法

提出期間 平成25年11月7日から平成25年11月21日まで。(土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、09時00分から17時00分までの間。)

提出場所 3.(1)に同じ。

申請書及び資料は、郵送(宅配便を含む。以下同じ。)又は持参により提出すること。(部数1部)

- (4) 入札及び開札の日時、場所、入札書の提出方法

入札書は、郵送による場合は平成25年12月19日 17時00分までに届くようにし、持参による場合は平成25年12月20日 10時00分までとする。

開札は、平成25年12月20日 10時00分、大阪航空局那覇空港事務所2階入札室において行う。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

- 1) 入札保証金 免除。
- 2) 契約保証金 納付。

ただし、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代わる担保とすることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。なお、詳細は入札説明書を参照すること。

(3) 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者がした入札、申請書又は資料に虚偽の記載を行った者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定

予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第 86 条の調査（低入札価格調査）を実施する。

(5) 手続きにおける交渉の有無 無。

(6) 契約書作成の要否 要。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。

(8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

2. (2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も 3. (3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、2. (2)に掲げる資格の認定を受けていなければならない。

(9) その他詳細は入札説明書による。